

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則をここに公布する。

令和元年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令に別段の定めがあるもののほか、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館(以下「博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 博物館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、午後四時三十分以後の入館は、認めないものとする。

2 博物館の館長(以下「館長」という。)は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

二 十二月二十八日から翌年一月四日まで

2 館長は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(観覧券の交付)

第四条 博物館は、奈良県立橿原考古学研究所条例(昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号。以下「条例」という。)**第四条**第一項の規定により観覧料を納めた者に対し、観覧券(第一号様式)を交付する。

(退館)

第五条 館長は、博物館に入館した者(以下「入館者」という。))が他の入館者に迷惑を及ぼし、又は博物館の関係職員の指示に従わなかったときは、退館させることができる。

(撮影等の許可)

第六条 条例第六条の規定により撮影、考古資料の模写、模造及びこれらに類する行為をしようとする者は、撮影等許可申請書(第二号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該行為が、第十条第一項の規定により博物館が寄託を受けている考古資料に係る行為であるときは、寄託者の承諾書を併せて提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 館長は、第一項の撮影等許可申請書の提出があつた場合において、適当と認め許可したときは、撮影等許可書(第三号様式)を交付する。

4 館長は、考古資料の管理上支障があるときは、第一項の規定による許可を取り消すことができる。

(館外貸出し)

第七条 考古資料の館外貸出しを受けようとする者は、考古資料館外貸出許可申請書(第四号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、館外貸出しを受けようとする考古資料が、第十条第一項の規定により博物館が寄託を受けているものであるときは、寄託者の承諾書を併せて提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による考古資料館外貸出許可申請書の提出があつた場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該館外貸出しが博物館の業務に支障がないと認めるときは、館外貸出しの許可をすることができる。

一 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに類する施設の長であるとき。

二 前号に規定する施設以外の施設で、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十条の規定による登録を受け、又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けた施設の長であるとき。

三 その他館長が適当と認める者であるとき。

3 館長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

4 館長は、第二項の許可をしたときは、考古資料館外貸出許可書(第五号様式)を交付する。

5 考古資料の館外貸出期間は、一月以内とする。ただし、館長が特に必要と認める場

合は、この限りでない。

(館外貸出許可の取消し)

第八条 館長は、館外貸出しの許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請により許可を受けた場合
- 二 許可に付された条件又は館長の指示に従わない場合

(施設、考古資料等の損傷)

第九条 入館者又は館外貸出しの許可を受けた者が、施設、考古資料等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(寄託)

第十条 博物館に考古資料を寄託しようとする者は、考古資料寄託申込書(第六号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により寄託を承認した考古資料の引渡しを受けたときは、考古資料預り書(第七号様式)を寄託者に交付する。

3 寄託者が、当該寄託に係る考古資料の返還を受けようとするときは、寄託物返還申込書(第八号様式)に、前項の規定により交付を受けた考古資料預り書を添えて、館長に提出しなければならない。

4 寄託を受けた考古資料は、博物館所蔵の考古資料と同様の取扱いをするものとする。

5 館長は、寄託を受けた考古資料が災害その他やむを得ない理由により毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その責めを負わない。

(権限の委任)

第十一条 知事は、条例第五条に規定する権限を館長に委任する。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営について必要な事項は、奈良県立橿原考古学研究所の事務職員である副所長と協議し、知事の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

(奈良県出土文化財管理規則の一部改正)

2 奈良県出土文化財管理規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号」を「令和元年十一月奈良県規則第二十二号」に改める。

第1号様式（第4条関係）

（個人の場合）

| | | |
|-------------------|---|---|
| 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 | | |
| 観 | 覧 | 券 |
| （個人） | | |
| 区 | 分 | 円 |
| （図柄） | | |
| 1人1回当日限り有効 | | |
| ----- | | |
| ○ | | ○ |
| 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 | | |
| 観 | 覧 | 券 |
| （個人） | | |
| 区 | 分 | 円 |
| No. | | |

注1 この様式は、常設展示の場合における個人の観覧券の様式とする。

2 この様式による観覧券の種類は、区分に応じて次の3種類とする。

- (1) 大人 うす黄色
- (2) 学生 うす灰色
- (3) 小人 うす緑色

3 図柄は、館長が定める。

4 特別展示における個人の観覧券の様式は、この様式に準じて館長が定める。

(団 体 の 場 合)

| | | | |
|-------------------|---|---|--|
| 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 | | | |
| 観 覧 券 | | | |
| (団 体) | | | |
| 大 人 | 人 | 円 | |
| 学 生 | 人 | 円 | |
| 小 人 | 人 | 円 | |
| (図 柄) | | | |
| 当日限り有効 | | | |
| ○ ○ | | | |
| 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 | | | |
| 観 覧 券 | | | |
| (団 体) | | | |
| 大 人 | 人 | 円 | |
| 学 生 | 人 | 円 | |
| 小 人 | 人 | 円 | |
| No. | | | |

- 注 1 この様式は、常設展示の場合における団体の観覧券の様式とする。
- 2 図柄は、館長が定める。
- 3 特別展示における団体の観覧券の様式は、この様式に準じて館長が定める。

第2号様式（第6条関係）

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館長 殿

住 所
申請者
氏 名 ④

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第6条第1項の規定により、次のとおり撮影等を許可されるよう申請します。

| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
|---------|---------------|-----|
| | | |
| 希 望 日 時 | 年 月 日 時から 時まで | |
| 方 法 | | |
| 目 的 | | |
| そ の 他 | | |

注 寄託を受けた考古資料を利用するときは、寄託者の承諾書を添付してください。

第3号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

撮 影 等 許 可 書

様（殿）

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長



年 月 日付けで申請のありました撮影等については、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
|---------|---------------|-----|
| | | |
| 日 時 | 年 月 日 時から 時まで | |
| 方 法 | | |
| 許 可 条 件 | | |

第4号様式（第7条関係）

考古資料館外貸出許可申請書

年 月 日

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第7条第1項の規定により、次のとおり考古資料の館外貸出しを許可されるよう申請します。

| 品 目 | 点 数 | 備 考 | |
|-------------|-----|-----|--|
| | | | |
| 貸 出 し の 目 的 | | | |
| 貸 出 し の 場 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 輸 送 方 法 | | | |
| 輸送業者名及び人数 | | 責任者 | |
| 展示等の技術指導者 | | | |
| 保 管 責 任 者 | | | |
| そ の 他 | | | |

注1 寄託を受けた考古資料の貸出しを受けようとするときは、寄託者の承諾書を添付してください。

2 考古資料利用計画書（企画の概要、警備状況等を記載したもの）を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

考古資料館外貸出許可書

様（殿）

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長



年 月 日付けで申請のありました館外貸出しについては、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| | | |
| 貸出しの場所 | | |
| 期 間 | | |
| 許 可 条 件 | | |

第6号様式（第10条関係）

考 古 資 料 寄 託 申 込 書

年 月 日

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館長 殿

住 所
申請者
氏 名 ㊟

私所有の下記の考古資料を奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へ寄託したいので、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第10条第1項の規定により申し込みます。

記

| 品 目 | 点 数 | 期 間 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|
| | | | |
| そ の 他 | | | |

第7号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

考 古 資 料 預 り 書

様（殿）

奈良県立橿原考古学研究所
附属博物館長



あなたから奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へ寄託された下記の考古資料を受領しました。

記

| 品 目 | 点 数 | 期 間 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|
| | | | |
| そ の 他 | | | |

注1 寄託考古資料の返還は、この預り書と引換えに行います。

2 この預り書を亡失し、又は滅失したときは、直ちに奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へ届け出てください。

第8号様式（第10条関係）

寄 託 物 返 還 申 込 書

年 月 日

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館長 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へ寄託している下記の考古資料について、返還を希望しますので、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則第10条第3項の規定により申し込みます。

記

| 品 目 | 点 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | | |

注 考古資料預り書を添付してください。